別表第一沃化メチルの項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| リフラクトリーセラミックファイバー | ろ過捕集方法 | 計数方法 |
| 様式第一号備考3及び様式第二号備考3中「有機溶剤が二種類以上の有機溶剤を」を「当該物質が有機溶剤又は特別有機溶剤を二種類以上」に改める。 | | |

（作業環境評価基準の一部改正）

**第四条**　作業環境評価基準の一部を次のように改正する。

別表二十の四の項中「五〇ppm」を「二五ppm」に改め、同表中二十一の二の項を二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 二十一の二　ナフタレン | 一〇ppm | |

別表三十一の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 三十一の二　リフラクトリーセラミックファイバー | 五マイクロメートル以上の繊維として〇・三本毎立方センチメートル | |

**○農林水産省告示第二千百六十九号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十七年八月三日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年九月三十日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第24401号
2　登録年月日　平成27年8月3日
3　農林水産植物の種類
Acacia baileyana F. Muell.
4　登録品種の名称　ツトム
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
安村幸代
山口県大島郡周防大島町西安下庄1570

**○農林水産省告示第二千百七十号**

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十号）の施行に伴い、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百九号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第三条第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年九月三十日

農林水産大臣　林　芳正

第四号ハ中「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局長又は」を「地方農政局長（北海道にあっては」に、「「地域センター長等」という」を「同じ」に、「地域センター長等に」を「地方農政局長に」に改め、同号ニ及びホ中「地域センター長等」を「地方農政局長」に改める。

**○農林水産省告示第二千百七十一号**

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十号）の施行に伴い、平成二十七年五月一日農林水産省告示第千四十一号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年九月三十日

農林水産大臣　林　芳正

本則中「経営政策課」の下に「経営安定対策室」を加え、「及び地方農政局の地域センター」及び「北海道農政事務所の地域センター並びに」を削る。

**○農林水産省告示第二千百七十二号**

農林水産省組織令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百十九号）の施行に伴い、平成二十三年三月二十二日農林水産省告示第六百三十九号（農林水産省の行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年九月三十日

農林水産大臣　林　芳正

本則中「文書課」を「広報評価課」に改める。

**○農林水産省告示第二千百七十三号**

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十号）及び農林水産省組織令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百十九号）の施行に伴い、平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十六号（生産情報公表養殖魚の日本農林規格を定める件）等の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年九月三十日

農林水産大臣　林　芳正

第一　次に掲げる告示の規定中「消費・安全局表示・規格課」を「食料産業局食品製造課」に改め、「地方農政事務所及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

一　平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十六号（生産情報公表養殖魚の日本農林規格を定める件）

二　平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十七号（生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準を定める件）

三　平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十八号（生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準を定める件）

四　平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十九号（生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法を定める件）

五　平成二十一年四月十六日農林水産省告示第五百十八号（定温管理流通加工食品の日本農林規格を定める件）

六　平成二十一年四月十六日農林水産省告示第五百十九号（定温管理流通加工食品についての流通行程管理者の認定の技術的基準を定める件）

七　平成二十一年四月十六日農林水産省告示第五百二十号（定温管理流通加工食品の流通行程についての検査方法を定める件）

第二　次に掲げる告示の規定中「消費・安全局表示・規格課」を「食料産業局食品製造課」に改め、「及び地方農政局の地域センター」及び「及び北海道農政事務所の地域センター」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

一　平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千七十九号（直交集成板の日本農林規格を定める件）

二　平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千八十号（直交集成板についての製造業者等の認定の技術的基準を定める件）

三　平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千八十一号（直交集成板についての検査方法を定める件）

四　平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千八十二号（直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法を定める件）

**○林野庁告示第一号**

農林水産省組織令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百十九号）の施行に伴い、平成二十三年三月二十二日林野庁告示第一号（林野庁の行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年九月三十日

林野庁長官　今井　敏

本則中「文書課」を「広報評価課」に改める。

**○水産庁告示第一号**

農林水産省組織令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百十九号）の施行に伴い、平成二十三年三月二十二日水産庁告示第一号（水産庁の行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年九月三十日

水産庁長官　佐藤　一雄

本則中「文書課」を「広報評価課」に改める。